

いじめを許さない

本校の生徒指導について

生徒指導の事案については、その内容により津山市教育委員会、岡山県警察本部少年課津山少年サポートセンター、津山警察署生活安全課、津山市子育て相談室、津山児童相談所等に報告し、連携して対応する場合があります。これは、学校だけでは、解決することが困難な場合や、その他の生徒・保護者の皆様に多大な影響を及ぼすことがある場合などです。とくに「いじめ」や「SNS のトラブル」については、津山市教育委員会への報告や、津山少年サポートセンター、津山警察署生活安全課への報告を行うものとなっています。

いじめに対しては、本校の「いじめ防止基本方針」（ホームページに掲載しています。）に沿って、未然防止・早期解決に努めています。しかし、成長段階にある生徒達ですから、トラブルも起こりやすいです。そういったトラブルもお互いが成長する糧と捉え、そのことを隠したり、一方的に叱ったりするのではなく、起きたトラブルの原因や経緯をしっかりと生徒と共に見極めて、二度と起こさないように指導し、それを通して生徒自身が解決する力を育てることが最も大切と考えています。これが本校の目指す生徒指導です。

近年の「いじめ」は、発見が困難なSNS等によるネットいじめや、いじめをきっかけに自ら命を絶ってしまう事案の発生など、多様化・深刻化しています。

「いじめ」という行為が次のように定義されています。

【いじめ防止対策推進法】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを受けている生徒は、自尊心からいじめを受けているという事実自体を認めたくない場合や無意識のうちに事実を否定している場合があるほか、周囲に心配をかけたくない、相談することでよりいじめが深刻化するのではないかなど様々な思いや考えから教職員や保護者、友人など誰にも相談しないことがあります。

また、いじめの加害についても、教職員や保護者が気付きにくい状況で行われる傾向があり、発見が難しい場合があります。いじめの早期発見に向けて学校では、アンケートや教育相談など注意深く生徒たちを見守っていますが、御家庭からの情報がとても大切になります。

本校においても、不適切な言動を受け、心身ともに傷つくなどの事案も起こっています。また、SNSへの不適切な書き込み(ひぼう中傷)などの行為により傷つけられた事案もあります。

また、「他人事」としてとらえている生徒も多く、同じ様な事案が繰り返されています。全国や県内・市内においても同様のことが起こっています。このような事案で御心配なこと等がありましたら学校まで連絡をお願いします。学校としては、早急に警察に相談することも含めて対応してまいります。

いじめを見つけた場合の対応について

いじめを見つけた場合、いじめの訴えがあった場合には、学校は、通常は担任を窓口として、家庭と連携して対応することになります。また、生徒指導委員会や学年団会議、いじめ対策委員会などで、被害を受けた生徒が、一日も早く安全で安心して学校生活を送ることができるよう今後の対応を協議します。被害を受けた生徒の精神的な支援をするためにスクールカウンセラーと面談をする場合もあります。事案によっては、関係機関(少年サポートセンター・警察署生活安全課)・教育委員会と連携して対応する場合があります。

いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる場合があります。これらについては、学校での指導・支援や被害生徒・保護者の意向を確認した配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取らせていただきます。

〈この文書作成に参考にしたもの〉

「岡山県いじめ防止対策基本方針」「津山市いじめ防止対策基本方針」「久米中学校いじめ防止基本方針」等 全てインターネットで閲覧できます。

○近隣のいじめ等についての相談機関です。

久米中学校 0868-57-2004

スクールカウンセラーにも相談できます。

津山市教育相談センター 鶴山塾 0868-22-2523

津山市教育電話相談 0868-32-2124

津山市青少年育成センター 0868-31-8650

津山少年サポートセンター 0868-23-6110

津山市子ども子育て相談室 0868-32-7027

津山児童相談所 0868-23-5131

津山警察署生活安全課 0868-25-0110